



府 食 第 5 7 2 号
令 和 2 年 8 月 18 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (回答)

令和 2 年 8 月 11 日付け厚生労働省発生食 0811 第 1 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項については、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩含有炭酸カルシウムが考慮された規格への変更に伴い、精度の向上を図ることを目的として純度試験や定量法等を見直すものであり、人の健康に影響を及ぼさない試験法の変更であることから、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。